

二、事業主側

(1) 名称 草柳産戸工場

(2) 事業主 草柳 二 (個人経営、住居本所置、逸澤所(一、二))

(3) 業種 鏡ナマコ板製造

(4) 資本金 五千圓

(5) 使用労働者 一六名 (洗濯、四切、断、二、熔接、五、塗料、三、雜工、二)

三、労働者側

(1) 爭議参加者 一六名 (全員)

(2) 右中組合加盟者 全員 總同盟東京職工組合逸戸第六支部加盟

四、爭議發生迄解決日

發生 六月十八日

解決 七月十二日

五、爭議發生原因

事業不振、陥リ工場廢止ノ止ム爲キニ至リ六月十八日午後三

時工場主ヨリ全従業員ニ對シ「工場ヲ廢止スルコト及解雇手當ヲ大体一ヶ月分支給スルコト」ヲ發表シタルニ對シ従業員側ハ工場ノ廢止及解雇ハ之ヲ認ムルモ解雇手當六ヶ月分、支給方ヲ迫リタルニ因ル

六、交渉經過迄解決條件

(1) 六月二十三日午後三時ヨリ同六時迄、間折鶴産戸署ニ工場

主側 草柳 二、以下二名 従業員側 三浦富治 以下二名

以上ヲ招致シ交渉斡旋ヲ為シタルモ工場主側ハ解雇手當一

ヶ月ヲ主張シ従業員側ハ六ヶ月ヲ固執シタル爲交渉難シク

六月二十六日、二十七日、七月一日、三日、十一日、十二日

、六日間ニ亘リ當廳調停課ニ勞資代表ヲ招致シ交渉斡旋、

結果別記條件ヲ以テ解決ヲ見タリ

七、警察事故

(1) 六月二十五日午後一時頃爭議團長富澤計左男以下十三名ハ